

奨学金事業に関するデータ集

令和8年1月



目次

はじめに	2	奨学金の返還例	32
1. 理念		総貸付残高・返還を要する債権額	33
奨学金事業の役割	4	総貸付残高と返還を要する債権額の推移	34
奨学金事業の関係法令	5	返還者数	35
奨学金事業の沿革	6	返還者数の推移	36
給付奨学金制度の創設	7	延滞額	37
2. 事業の規模		延滞額の推移	38
給付実績（累計）	9	新規返還者の初年度返還率	39
貸与実績（累計）	10	新規返還者の初年度返還率の推移	40
年間の事業規模（給付奨学金）	11	3か月以上の延滞者の人数	41
年間の事業規模（貸与奨学金）	12	返還者数と延滞者数の推移	42
奨学金事業予算	13	返還制度の改善	43
奨学金の貸与・給付状況（実績）の推移	14		
奨学金の利用割合	15		
学校種別貸与・給付状況	16		
3. 給付奨学金			
給付奨学金の対象学校種・支援対象者の要件	18	6. セーフティネット	
給付奨学金の支給月額	19	セーフティネット	45
〔参考〕授業料等の免除・減額	20	減額返還制度	46
4. 貸与奨学金		返還期限猶予制度	47
貸与奨学金の種類	22		
貸与奨学金の選考基準	23	7. 延滞した方への働きかけ	
貸与奨学金の貸与月額	24	延滞3か月まで	49
5. 奨学金の返還		延滞4か月から9か月まで	50
返還の大切さ	26	延滞した場合の督促の流れ	51
奨学金の返還	27	法的手段	52
機関保証制度	28	訴訟件数	53
平均貸与総額・返還年数	29		
第二種奨学金の貸与利率	30	8. その他	
第二種奨学金の貸与利率の推移	31	住所不明者	55
		個人信用情報機関	56
		特に優れた業績による返還免除制度	57
		奨学金返還支援（代理返還）制度の 概要・メリット	58
		奨学金返還支援（代理返還）制度の 利用企業等数・支援対象者数	59
		おわりに	60

はじめに

日本学生支援機構(JASSO)は、国の給付・貸与奨学金事業を実施しています。JASSOの奨学金事業は、大学をはじめとする高等教育の最も重要な施策の一つとして位置付けられ、数多くの学生等の学びを支えてきました。

本データ集では、奨学金事業のこれまでの実績をわかりやすくまとめています。奨学金事業とJASSOへの理解を深めていただく一助となれば幸いです。

1. 理念

教育の機会均等

JASSOの奨学金事業は、日本国憲法第二十六条第一項

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」

の定めによる「教育の機会均等」の理念のもと、実施されている国の事業です。

意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等教育機関における修学が難しい学生等が進学を諦めることがないよう支援すること。それが奨学金事業に求められる役割です。

※ 奨学金事業における学生等とは、大学、短期大学、大学院、高等専門学校の学生並びに専修学校（専門課程）の生徒をいい、本資料においては、便宜的に「学生」といいます。

奨学金事業の関係法令〔抜粋〕

JASSOは、「教育の機会均等」の理念のもと、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な方に対し国の奨学金事業等を実施するために設置された独立行政法人です。

日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第二十六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

（教育の機会均等）

第四条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

二　国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

三　国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年六月十八日法律第九十四号）

（機構の目的）

第三条　独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

（目的）

第一条　この法律は、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等（授業料及び入学金をいう。以下同じ。）の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することを目的とする。



国の奨学金事業のはじまりは、昭和18年10月に創設された「大日本育英会」にさかのぼります。

昭和19年4月29日に天皇陛下（昭和天皇）から100万円の御内帑金が下賜され、

これらの資金を基として奨学金事業がはじまりました。

「教育の機会均等」の理念のもと実施されてきた奨学金事業は、

平成16年4月に独立行政法人として設立されたJASSOに引き継がれています。

平成29年度

給付奨学金制度創設



令和2年4月

修学支援新制度開始

社会情勢や学生支援に対するニーズを踏まえ、平成29年度に、従来の貸与奨学金に加え、

原則として返還の必要のない**給付奨学金制度**が創設されました。

さらに、令和2年度から開始された「高等教育の修学支援新制度」により、給付奨学金は大幅に拡充されました。

2. 事業の規模

81万人

7,433億円

平成29年度から令和6年度までの8年間に、

JASSOが**奨学金を給付した学生数**※と**給付金額**の累計です。

給付奨学金事業は、真に支援が必要な世帯の学生・生徒の

高等教育機関への進学を後押ししています。

※ 「奨学金を給付した学生数」は延べ人数です。

1,556万人

26兆円

昭和18年度から令和6年度までの82年間に、

JASSO（大日本育英会、日本育英会を含む）が**奨学金を貸与した学生数**※と**貸与金額**の累計です。

貸与奨学金事業は、多くの学生を支援し、高等教育機関での修学を支えています。

※ 「奨学金を貸与した学生数」は延べ人数です。

35万人

1,500億円

令和6年度は、35万人の学生に1,500億円の奨学金を支給しました。

94万人

8,238億円

令和6年度は、94万人の学生に8,238億円の奨学金を貸与しました。

令和7年度予算として、奨学金事業に1兆613億円、人数にして197.7万人規模の支援を予定しています。

【予算額】

区 分		令和7年度
事 業 費 合 計	(A+B+C+D)	10,613億円
給付奨学金	(A)	1,954億円
第一種奨学金	(B)	2,748億円
授業料後払い制度	(C)	57億円
第二種奨学金	(D)	5,854億円
財源	給 付 学 資 支 給 金 補 助 金	1,954億円
	第一種 政 府 貸 付 金	962億円
	返 還 金 等	2,389億円
	授業料 後 払 い 制 度 財 政 融 資 資 金	7億円
	民 間 資 金 借 入 金	53億円
	第二種 財 政 融 資 資 金	5,140億円
	財 投 機 関 債	1,200億円
	民 間 資 金 借 入 金	2,649億円
	返 還 金 等	6,730億円

※ 上記第一種奨学金・授業料後払い制度・第二種奨学金は、財政融資資金等償還金（10,469億円）を減じた金額です。

※ 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

【予算人員】

区 分	令和7年度
合 計	197.7万人
給付奨学金	84.3万人
第一種奨学金	47.6万人
授業料後払い制度	0.5万人
第二種奨学金	65.3万人

※ 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

※ 上表の給付奨学金には、授業料減免のみの者も含みます。

奨学金の貸与・給付状況（実績）の推移

令和2年4月から始まった「高等教育の修学支援新制度」により、給付奨学金が拡充され、給付件数が増加しました。

	貸与金額				貸与件数				給付金額	給付件数
		第一種奨学金 (無利子)	授業料後払い 制度	第二種奨学金 (有利子)		第一種奨学金 (無利子)	授業料後払い 制度	第二種奨学金 (有利子)		
平成24年度	1兆0,815億円	2,676億円	-	8,139億円	1,319千件	402千件	-	917千件	-	-
25	1兆0,933億円	2,811億円	-	8,123億円	1,339千件	427千件	-	912千件	-	-
26	1兆0,805億円	3,011億円	-	7,794億円	1,336千件	462千件	-	874千件	-	-
27	1兆0,638億円	3,158億円	-	7,480億円	1,324千件	487千件	-	837千件	-	-
28	1兆0,465億円	3,225億円	-	7,240億円	1,310千件	500千件	-	810千件	-	-
29	1兆0,156億円	3,329億円	-	6,827億円	1,292千件	520千件	-	772千件	13億円	2千件
30	9,874億円	3,473億円	-	6,400億円	1,276千件	548千件	-	728千件	79億円	20千件
令和元年度	9,720億円	3,577億円	-	6,143億円	1,270千件	568千件	-	702千件	139億円	37千件
2	8,996億円	2,901億円	-	6,095億円	1,199千件	486千件	-	713千件	1,231億円	277千件
3	8,664億円	2,781億円	-	5,883億円	1,159千件	473千件	-	686千件	1,437億円	322千件
4	8,477億円	2,723億円	-	5,754億円	1,132千件	467千件	-	665千件	1,507億円	337千件
5	8,329億円	2,693億円	-	5,636億円	1,107千件	462千件	-	644千件	1,528億円	342千件
6	8,238億円	2,675億円	1億円	5,562億円	1,087千件	465千件	0.1千件	623千件	1,500億円	351千件

※ 上記の「貸与金額」及び「貸与件数」には、海外留学奨学金分を含んでいます。

奨学金の利用割合

給付を受けている学生は概ね10人に1人 (10.5%)
貸与を受けている学生は概ね4人に1人 (26.4%)

令和6年度には、高等教育機関^{※1}の学生（358万人^{※2}）のうち、
115万人^{※3}がJASSOの奨学金を利用しました（概ね3人に1人）

※1 ここでは、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程）を指しています。

※2 「学生数」は学校基本調査報告書及びJASSOの調査によります。

※3 令和6年度中に給付及び貸与奨学生として支給または貸与を受けた学生の数の合計です。

令和6年度

	全学生数 (A)	奨学生数 (B)	利用割合 B/A
大学	2,730,610人	865,104人	31.7%
短期大学	92,500人	31,961人	34.6%
大学院	216,882人	48,888人	22.5%
高等専門学校	55,748人	4,194人	7.5%
専修学校 (専門課程)	481,853人	201,319人	41.8%
合計	3,577,593人	1,151,466人	32.2%

※ 「全学生数」は学校基本調査報告書及びJASSOの調査によります。

3. 給付奨学金

対象となる学校種 ※1

大学・短期大学・高等専門学校（4～5年生）・専修学校（専門課程）

支援対象者の要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

扶養する子供が3人以上で、年収が一定範囲内にある世帯の学生

一定の成績を修めていることまたは大学等で学ぶ意欲があること※2 等

※1 対象となる学校は、文部科学省のホームページで確認してください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

※2 学修意欲等の確認は、高等学校等において面談の実施またはレポートの提出等により行います。

給付奨学金の支給月額

卒業する（修業年限の終期）までの間、世帯の所得、学校の設置者や通学形態に応じた金額を、毎月支給します。

支給月額（住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合）※1※2

学校種	設置者	自宅通学※3	自宅外通学
大学・短期大学 ・専修学校（専門課程）	国公立	29,200円（33,300円）	66,700円
	私立	38,300円（42,500円）	75,800円
高等専門学校（4年・5年）	国公立	17,500円（25,800円）	34,200円
	私立	26,700円（35,000円）	43,300円

※1 毎年10月にマイナンバーにより取得した住民税情報等に基づき支給額の見直しを行います。

※2 第Ⅱ区分（年収の目安～約300万円）、第Ⅲ区分（年収の目安～約380万円）の支給月額及び第Ⅳ区分（年収の目安～約600万円）の支援内容はJASSOホームページで確認してください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kingaku.html>

※3 生活保護世帯で自宅から通学する学生または児童養護施設等から通学する学生は、（ ）内の金額となります。

〔参考〕授業料等の免除・減額

給付奨学金の対象者は、別途、進学先の大学等に申し込むことで、授業料と入学金の免除・減額を受けることができます。

扶養する子どもが3人以上いる多子世帯の学生等については所得に関する制限なく、以下の年額の免除・減額を受けることができます。

住民税非課税世帯（第I区分）の免除・減額の年額

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校（4・5年）	8万円	23万円	13万円	70万円
専修学校（専門課程）	7万円	17万円	16万円	59万円

※ 詳しくは文部科学省のホームページで確認してください。

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

4. 貸与奨学金

貸与奨学金の種類

貸与奨学金は、貸与終了後に返還の義務があります。

利子のつかない第一種奨学金と、利子のつく第二種奨学金があり、両方の貸与を受けることも可能です。

なお、令和6年度より大学院修士相当の学生に対し、日本学生支援機構が授業料相当額の奨学金を貸与したものとして学校に振込み、卒業後に所得等に応じて納付する授業料後払い制度が開始されました。

貸与奨学金の種類

奨学金の種類	利子	貸与の方法		
第一種奨学金	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み	
授業料後払い制度		学校へ振込み (授業料支援金)	原則として授業料相当額を学校へ振込み	
		毎月の奨学金 (生活費奨学金)	原則として毎月1回振込み	
第二種奨学金	有利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み	
入学時特別増額 貸与奨学金		一時金	上記奨学金の初回振込時に増額して1回だけ 振込み	

- ※ 入学時特別増額貸与奨学金は、第一種奨学金または第二種奨学金に加えて、入学した月の分の奨学金の月額に一時金として貸与する有利子の奨学金です。
- ※ 授業料後払い制度は生活費に充てることを目的とし、月額2万円、4万円から選択可能な「生活費奨学金」をあわせて受けられることが可能ですが、「生活費奨学金」のみを受けることはできません。

貸与奨学金の選考基準

選考では、学力・家計について基準に基づき、総合的に判定します。

貸与奨学金の選考基準（予約採用）

貸与種別	学 力	年収・所得の上限額の目安 (4人世帯の場合)	
		給与所得世帯	給与所得以外の世帯
第一種奨学金	高等学校等における申込時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上	800万円程度	550万円程度
第二種奨学金	高等学校等における申込時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上である等	1,250万円程度	900万円程度

※ 第一種奨学金については、評定平均値が3.5未満でも、「生計維持者の貸与額算定基準額が0円である」、「生計維持者が生活保護を受給している」または「社会的養護を必要とする生徒（児童養護施設の入所者など）」のいずれかに該当し、学修意欲が学校で確認できた場合は申込み可能です。

貸与奨学金の貸与月額

第一種奨学金については、学校種、設置者、通学形態別により貸与月額が定められています。

第二種奨学金については、2万円～12万円の貸与月額のうち、必要とする額を1万円単位で選択できます。

貸与月額

区分		大学				短期大学・専修学校（専門課程）			
		国公立		私立		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種 奨学金	最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	最高月額 以外の月額					50,000円	40,000円	40,000円	50,000円
		30,000円	40,000円	40,000円	40,000円	30,000円	30,000円	30,000円	40,000円
		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
第二種奨学金		20,000円～120,000円（10,000円単位）							

※ 第一種奨学金の「最高月額」は、別に定める基準を満たしている場合に選択が可能です。

5. 奨学金の返還

返還金 = 次世代の奨学金

返還金は、次世代の学生の奨学金の原資となるため、確実に返還いただかなくては制度を維持することができません。

したがって、JASSOは、

- 返還できる方からは、約束どおり返還いただき
- 返還が困難な方には、セーフティネットを活用いただき、返還できるようになってから返還いただく

ことで、制度を維持するよう取り組んでいます。

なお、一般的には、借りた金銭を返す行為は「返済」と表現されますが、JASSOの貸与奨学金については、資金を循環させながら事業を実施していくことから、「めぐってもとにもどる」という意味を持つ「還」の文字を含む「返還」と表現しています。

奨学金の返還

返還開始時期

貸与終了の翌月から数えて7か月目から返還が始まります。

口座振替（リレーアカウント）による返還

奨学金の返還は、毎月27日に口座からの振替（引き落とし）により行います。

返還方法

平成29年度以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方は、申込時に「定額返還方式」または「所得連動返還方式」のいずれかを選択します。

第二種奨学金については「定額返還方式」のみとなります。また、貸与終了の翌月1日から利子が発生します。

保証制度

奨学金の貸与を受けるにあたって、「機関保証」または「人的保証」のいずれかの保証を選択する必要があります。

機関保証は、保証機関に保証料を支払うことによって連帯保証を受けられます。

人的保証は、連帯保証人及び保証人を選定します。

- ※ 海外留学奨学金の第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）・第二種奨学金（海外）は、「機関保証」と「人的保証」の両方の保証への加入が必要です。
- ※ 連帯保証人は、奨学金の返還について、本人と同等の責任を負います。
- ※ 保証人には、「分別の利益」（保証人の返還すべき金額は、本人が返還すべき返還未済額の2分の1（第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の場合は3分の1）となること）等が適用されます。

機関保証

貸与奨学金を利用する際は保証制度の選択が必要となり、連帯保証人と保証人を立てる「人的保証」と「機関保証」から選択できます*。

機関保証とは、貸与期間中（在学中）に保証機関（公益財団法人 日本国際教育支援協会）に一定の保証料を支払うことにより、連帯保証人（父母等）や保証人（おじ・おば等）を立てずに自分の意志と責任において奨学金を申し込むことができる制度です。

万が一延滞した際には、保証機関が返還者に代わってJASSOへ返還（代位弁済）しますが、返還者は保証機関に対して責任を持って返還する必要があります。

なお、令和6年度に機関保証を選択した学生は、当該年度の採用者の56.09%です。

* 海外留学奨学金の第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）・第二種奨学金（海外）は、「機関保証」と「人的保証」の両方の保証への加入が必要です。

大学（学部）生

323万円

平均返還年数 15年

第一種奨学金における平均貸与総額208万円（平均返還年数14年）

第二種奨学金における平均貸与総額336万円（平均返還年数17年）

大学（学部）在学中に貸与を受けた奨学生1人当たりの奨学金の平均貸与総額と平均返還年数は上記のとおりです（※）。

JASSOの奨学金は、

- 本当に必要な最小限の金額はいくらなのか
- いくらの貸与を受けたら、卒業後、何年間かけて、毎月いくら返還するのか

を十分に考え、返還について理解した上で、奨学生本人が貸与月額を選択する仕組みとなっています。

※ 令和7年3月に貸与を終了した奨学金のみが対象であり、第一種奨学金あるいは第二種奨学金のみ貸与を受けた場合だけでなく、両方貸与を受けた場合も全て含めた貸与総額の平均です。返還年数は奨学金1件ずつの平均です。

第二種奨学金の貸与利率

利率固定方式

1.641%

利率見直し方式

1.100%

令和7年3月に貸与を終了した場合の、第二種奨学金の貸与利率です。

第二種奨学金の利率は、JASSOが国から借り入れた財政融資資金を償還する時の利率と同率で設定されます。

JASSOは、返還された利子をそのまま国へ償還しています。そのため、この利子によってJASSOが得る利益はありません。

※ 利率見直し方式は、概ね5年毎に見直された利率が適用されます。

第二種奨学金の貸与利率の推移

第二種奨学金の利率は、市中金利と比較して低水準で推移しています。

貸与終了年月	利率固定方式	利率見直し方式
平成27年3月	0.63%	0.10%
平成28年3月	0.16%	0.10%
平成29年3月	0.33%	0.01%
平成30年3月	0.27%	0.01%
平成31年3月	0.14%	0.01%
令和2年3月	0.07%	0.002%
令和3年3月	0.268%	0.004%
令和4年3月	0.369%	0.040%
令和5年3月	0.905%	0.300%
令和6年3月	0.940%	0.400%
令和7年3月	1.641%	1.100%

奨学金の返還例

毎月の奨学金の返還額（月賦返還額）や返還年数は、20年の期間内で貸与総額に応じて決定します。

第一種奨学金（利子なし）（定額返還方式の場合）

私立大学（学部、自宅通学）で月額54,000円の貸与を4年間（48か月）受けた場合

返還総額	月賦返還額	返還年数
2,592,000円	14,400円	15年

第二種奨学金（利子あり）

月額80,000円を学部で4年間（48か月）貸与を受けた場合（利率固定方式1.641%〔令和7年3月貸与終了者〕）

返還総額	元金	利息	月賦返還額	返還年数
4,537,973円	3,840,000円	697,973円	18,907円	20年

総貸付残高・返還を要する債権額

総貸付残高 9兆円
返還を要する債権額 7兆円

令和6年度末時点で奨学金の総貸付残高は9兆2,724億円^{※1}です。このうち、卒業等により返還段階に入った返還を要する債権額は7兆4,719億円^{※2}です。

※1 大学等に在学中で現に奨学金の貸与を受けている学生への債権と、卒業等により返還段階に入った債権とを含む全債権の残高です。

※2 総貸付残高のうち卒業等により返還段階に入った債権の残高で、返還期限猶予中の債権を含みます。なお、大学等に在学中で、現に貸与を受けている学生への債権は含みません。

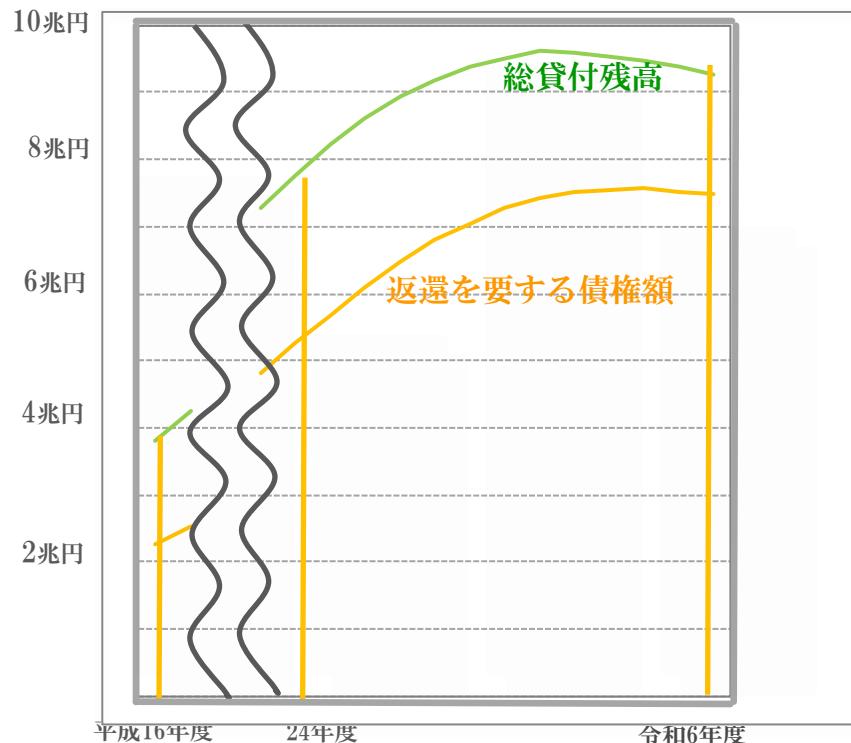
総貸付残高と返還を要する債権額の推移

JASSOが発足した平成16年度と比較して、総貸付残高は2.4倍、うち返還を要する債権額は3.3倍になっています。

	総貸付残高 ^{※1}	うち返還を要する債権額 ^{※2}
平成25年度末	8兆2,126億円	5兆6,878億円
26	8兆6,042億円	6兆1,018億円
27	8兆9,232億円	6兆4,803億円
28	9兆1,793億円	6兆7,872億円
29	9兆3,743億円	7兆0,498億円
30	9兆5,067億円	7兆2,617億円
令和元年度末	9兆6,067億円	7兆4,240億円
2	9兆5,920億円	7兆5,134億円
3	9兆5,356億円	7兆5,556億円
4	9兆4,613億円	7兆5,587億円
5	9兆3,701億円	7兆5,283億円
6	9兆2,724億円	7兆4,719億円

	総貸付残高 ^{※1}	うち返還を要する債権額 ^{※2}
平成16年度末	3兆7,997億円	2兆2,568億円

総貸付残高と返還を要する債権額の推移



※1 大学等に在学中で現に奨学金の貸与を受けている学生への債権と、卒業等により返還段階に入った債権とを含む全債権の残高です。

※2 総貸付残高のうち卒業等により返還段階に入った債権の残高で、返還期限猶予中の債権を含みます。なお、大学等に在学中で、現に貸与を受けている学生への債権は含みません。

435万人

令和6年度末時点で既に奨学金の返還を開始している返還者の人数^{※1}です。

貸与奨学金の種別ごとに数えた統計上の返還者の人数^{※1※2}は、497万人（内訳：第一種奨学金187万人、第二種奨学金310万人）です。

返還者が奨学金を返還することによって、次の世代の学生へ奨学金を繋ぐことができます。

※1 卒業等により返還段階に入った方の人数で、返還期限猶予中の方を含みます。大学等に在学中で現に貸与を受けている学生の方は含みません。

※2 種別ごとに数えた返還者の人数では、第一種奨学金と第二種奨学金を返還している場合はそれぞれ1人（計2人）と数えています。

返還者数の推移

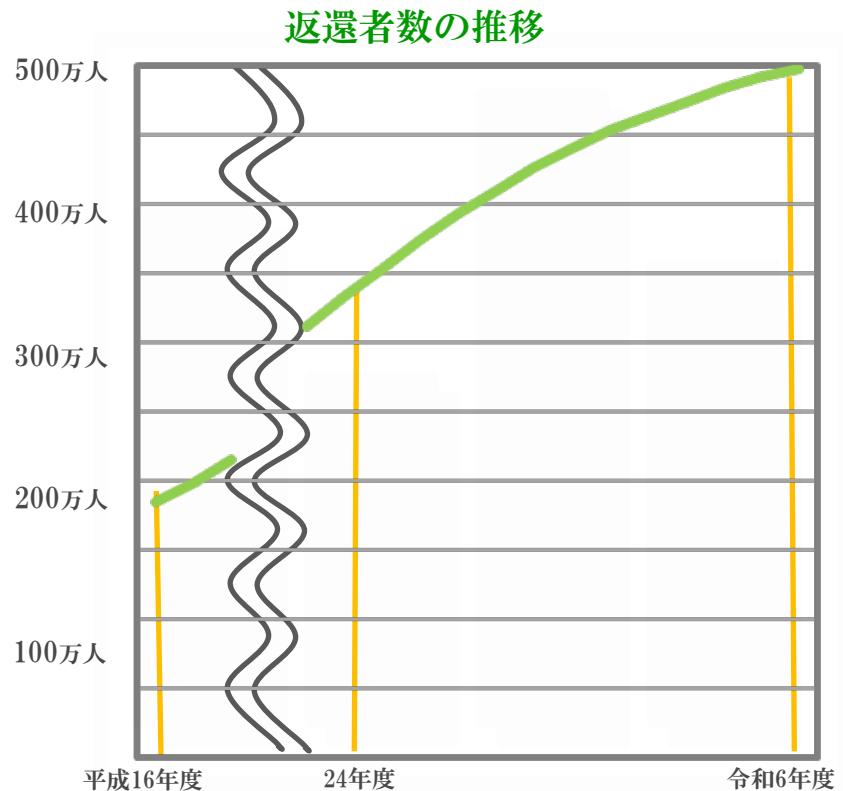
JASSOが発足した平成16年度と比較して、**返還者数は2.7倍**になっています。

JASSOは、年々返還者数が増加する中、業務の効率化を図りながら、奨学金を次の世代へ繋げられるよう努めています。

	返還者数
平成25年度	353万5千人
26	374万1千人
27	392万8千人
28	409万5千人
29	425万9千人
30	440万0千人
令和元年度末	453万2千人
2	463万0千人
3	473万0千人
4	483万1千人
5	491万8千人
6	497万2千人

【参考】

	返還者数
平成16年度末	184万8千人



※ ここでいう「返還者数」とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方を返還している場合に、それぞれ1人（計2人）として数える統計上の人数です。
なお、1人として数える場合は、令和6年度は434万5千人でした。

延滞額

723億円

令和6年度末時点の奨学金の延滞額※です。

残念ながら、現在これだけの金額が、延滞状態になっています。

奨学金の原資は、**返還金**や国民の皆様が納めた税金等による**公的資金**です。これらの延滞額が返還されなければ、**国民の皆様の負担**による補填や、次の世代の学生への貸与規模の縮小に繋がりかねません。

- ※ 当該年度末時点で1日以上未返還となっている返還期限が到来した割賦金の合計です。返還期限が到来していない割賦金は含まれていません。
- ※ 延滞額には、振替口座の残高不足等によりうっかり延滞してしまった割賦金も含まれています。その後の入金や返還期限猶予等の申請により、多くが3か月以内に延滞を解消しており、この額がそのまま回収不能になるものではありません。

延滞額の推移

返還を要する債権額が増加傾向にある一方で、延滞額は平成26年度以降、減少傾向にあります。

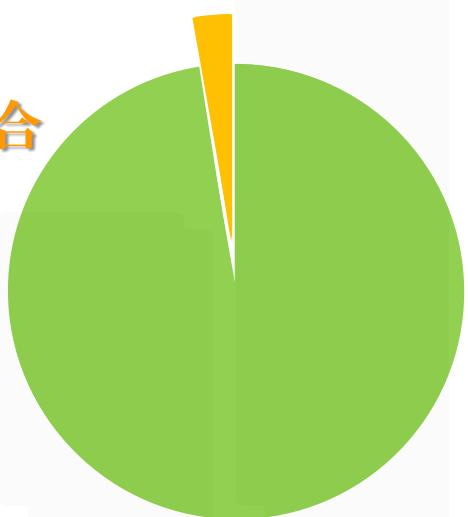
	延滞額	【参考】返還を要する債権額
平成25年度	957億円	5兆6,878億円
26	898億円	6兆1,018億円
27	880億円	6兆4,803億円
28	866億円	6兆7,872億円
29	854億円	7兆0,498億円
30	855億円	7兆2,617億円
令和元年度	841億円	7兆4,240億円
2	789億円	7兆5,134億円
3	755億円	7兆5,556億円
4	752億円	7兆5,587億円
5	758億円	7兆5,283億円
6	723億円	7兆4,719億円

- ※ 「延滞額」とは、当該年度末時点で未返還となっている返還期日が到来した割賦金の合計です。
- ※ 「返還を要する債権額」とは、当該年度末における返還を要する債権のうち、期日未到来分を含みます。

新規返還者の初年度返還率（金額ベース）

未返還となっている金額の割合

2.8%



返還率
97.2%

令和6年度の新規返還者の返還率※は、97.2%となっています。返還を要する金額に占める未返還となっている金額の割合は2.8%で、大部分の方から約束どおり返還いただいている。また、返還が困難な事情がある場合には、減額返還制度や返還期限猶予制度を利用いただいている。

※ 令和6年度から新たに返還を始めた返還者の「令和6年度中に返還をしなければいけない割賦金」に対する「年度末までに返還された金額」の比率です。

新規返還者の初年度返還率の推移

新規返還者の返還率は、高い水準で堅調に推移しています。これは、**学校のご協力のもと**、奨学生の**奨学金制度に対する理解の促進**に努めてきた結果、新規返還者の制度への理解が進んできていることのあらわれだと考えています。

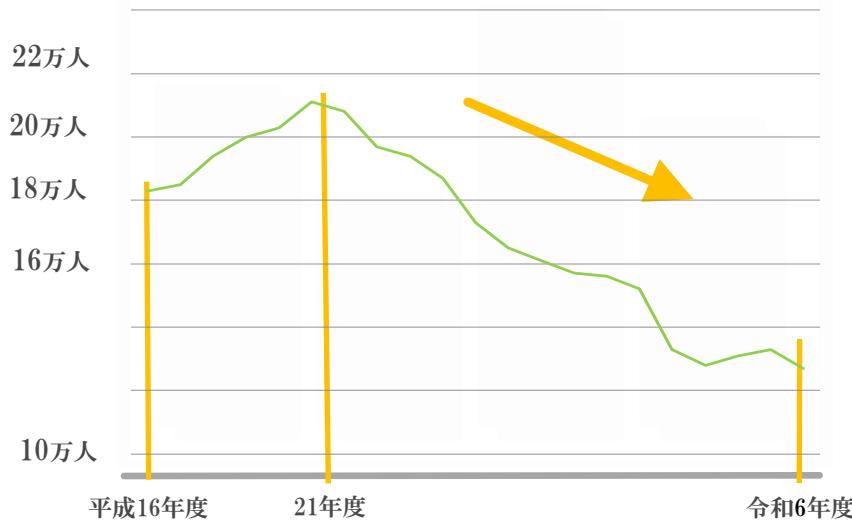
	要返還額 (A)	返還額 (B)	B/A ^{※1}
平成25年度	228億円	221億円	97.0%
26	240億円	233億円	97.2%
27	246億円	239億円	97.4%
28	246億円	239億円	97.3%
29	245億円	239億円	97.4%
30	243億円	236億円	97.3%
令和元年度	237億円	231億円	97.5%
2	233億円	228億円	98.0%
3	220億円	216億円	98.0%
4	212億円	207億円	97.6%
5	200億円	195億円	97.5%
6	193億円	187億円	97.2%

【参考】

	要返還額 (A)	返還額 (B)	B/A ^{※1}
平成16年度	120億円	112億円	93.4%

※1 表中のA、Bはともに億円未満を四捨五入した数値のため、表中の数値を用いた計算結果と一致しない場合があります。

3か月以上の延滞者の人数



21万1千人
 ▼
 12万7千人

3か月以上延滞した方の人数は、平成21年度末には**21万1千人**でしたが、以降大きく減少しており、令和6年度末には**12万7千人**となりました。

JASSOでは、次のような取組により、延滞者を減らすよう努めています。

- ① 減額返還制度や返還期限猶予制度などのセーフティネットの充実*
- ② 文書や電話による返還者への働きかけ（返還の督促やセーフティネットの案内）
- ③ 奨学金相談センターの設置による相談体制の充実 など

* P.44 「6. セーフティネット」 参照

返還者数と延滞者数の推移

全返還者に占める3か月以上の延滞者の割合は、平成16年度以降大きく減少しています。令和6年度末時点では、その割合は2.6%で、ほとんどの方から、約束どおりの返還や返還期限猶予等の申請をいただいています。

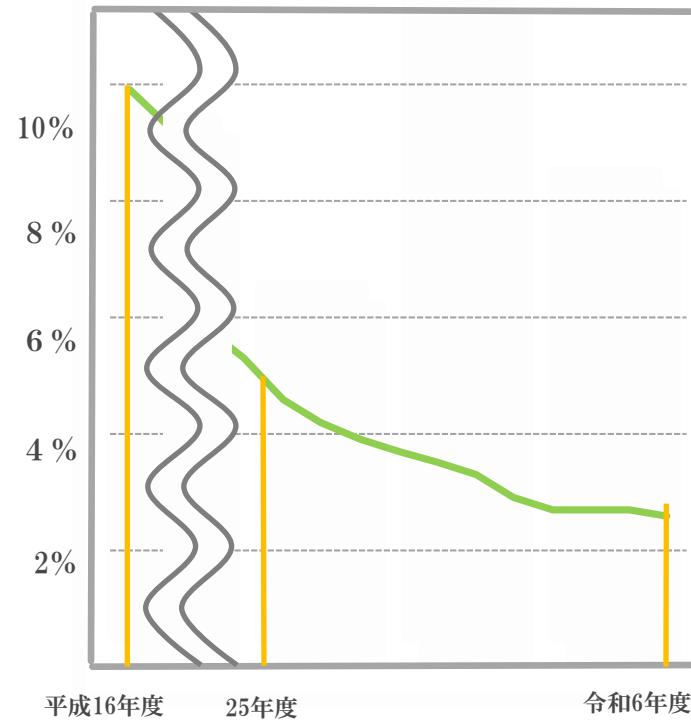
「1日以上の延滞者数」には、振替口座の残高不足等によりうっかり延滞してしまった方も含まれていますが、その後の入金や返還期限猶予等の申請により、その多くが3か月以内に延滞を解消しています。

	返還者数 (A)	1日以上の 延滞者数 (B)	B/A	3か月以上の 延滞者数 (C)	C/A
平成25年度	353万5千人	33万4千人	9.4%	18万7千人	5.3%
26	374万1千人	32万8千人	8.8%	17万3千人	4.6%
27	392万8千人	32万8千人	8.3%	16万5千人	4.2%
28	409万5千人	33万5千人	8.2%	16万1千人	3.9%
29	425万9千人	33万6千人	7.9%	15万7千人	3.7%
30	440万0千人	33万9千人	7.7%	15万6千人	3.5%
令和元年度	453万2千人	32万7千人	7.2%	15万2千人	3.3%
2	463万0千人	29万1千人	6.3%	13万3千人	2.9%
3	473万0千人	29万5千人	6.2%	12万8千人	2.7%
4	483万1千人	31万6千人	6.5%	13万1千人	2.7%
5	491万8千人	31万9千人	6.5%	13万3千人	2.7%
6	497万2千人	31万8千人	6.4%	12万7千人	2.6%

【参考】

	返還者数 (A)	1日以上の 延滞者数 (B)	B/A	3か月以上の 延滞者数 (C)	C/A
平成16年度末	184万8千人	24万9千人	13.5%	18万3千人	9.9%

返還者に占める3か月以上延滞者の割合



※ ここでいう「返還者数」、「延滞者数」とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方を返還している場合に、それぞれ1人（計2人）として数える統計上の人数です。

貸与奨学金をさらに返還しやすく

平成29年度以降に第一種奨学金に採用された方は、卒業後の所得に応じて無理なく返還できる「所得連動返還方式」※の選択が可能です。

所得連動返還方式

返す月額を毎年見直し※

所得に応じた月額で返還

- 例 年収：300万円 → 月額：約 8,600円
 年収：450万円 → 月額：約 15,400円

特長

所得があまり高くない時でも無理のない月額で返還できるので、将来のリスクに備えられます。

定額返還方式

返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

- 例 5万円を4年間（240万円）借りた場合
 →月額：約 13,333円（15年間）

特長

最後まで同じ月額で返還するので、返還の計画がたてやすくなります。

返還月額【円】

20,000

15,000

10,000

5,000

0

【モデルケース】返還方式による返還例の比較

所得連動返還方式 — 定額返還方式 —



所得連動返還方式の最初の返還月額は、定額返還方式の半分



就職して収入を得た
(年収300万円)



昇進して収入が増えた
(年収450万円)



失職して収入が減った
(年収100万円)



再就職して収入が増えた
(年収300万円)

※前年の所得に応じて毎年10月からの返還月額が変更になります。

6. セーフティネット

セーフティネット

返還期間の間には、奨学金を返還したくても、返還できない状況に至ることもあると思います。

そのような場合に備えて、次のようなセーフティネット（救済制度）が用意されています。

- ① 減額返還制度
- ② 返還期限猶予制度
- ③ 死亡・心身障害による返還免除制度

①、②はインターネット（スカラネット・パーソナルサイト）からの手続も可能です※。

返還困難な事情がある場合には、必ずJASSOに相談いただき、延滞状態に陥る前に、これらのセーフティネットを活用いただきたいと考えています。

※ 一定の条件あり。

割賦金額を

2/3、1/2、1/3、1/4に減額

『毎月、15,000円を返還するのは厳しいな… 半分の7,500円（4分の1の3,750円）なら返せるけれど…』

そのような返還が困難である場合には、「減額返還制度」があります。

毎月の返還額を1/2または1/3にする返還方法に加え、令和6年度からは2/3、1/4にする返還方法も選択可能とし、収入基準も緩和、返還者の負担軽減を図りました。

返還期間は長くなりますが、月々の返還額が少なくなる分、返還の負担を小さくできますので、活用いただきたいと考えています。

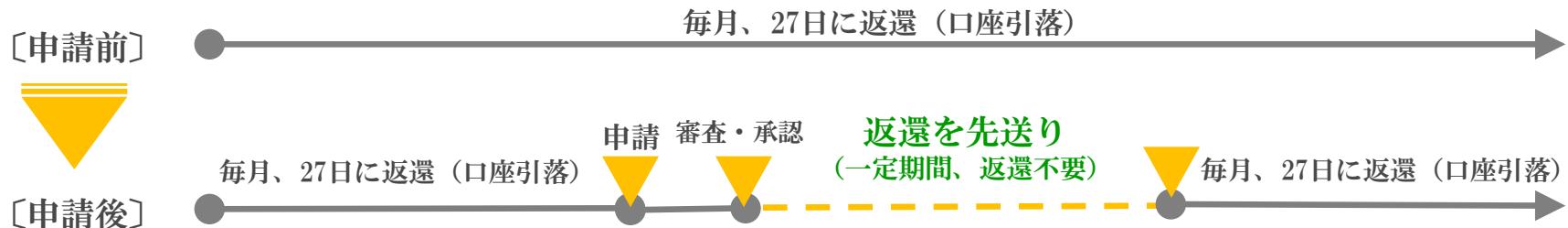
※ 返還期間は長くなりますが、第二種奨学金の利子の支払総額は変わりません。

※ 口座振替（リレーアカウント）未加入の方、延滞している方は利用できません。

一定期間返還を先送り

事情があって返還が困難な場合、奨学金の返還期限を先送りして、一定期間、返還を止める制度があります。これが「**返還期限猶予制度**」です。

(制度のイメージ)



【このような場合に返還が猶予されます】

傷病、災害、生活保護受給中、入学準備中、失業中、経済困難、産前休業・産後休業または育児休業、在学中、海外留学中 など

- ※ 適用期間は**通算10年間が限度**ですが、次の場合は**制限年数はありません**。⇒傷病、災害、生活保護受給中、産休・育休など
- ※ 第二種奨学金の場合、猶予されている期間、新たな利子は付加されません。

7. 延滞した方への働きかけ

延滞3か月まで

奨学金の返還は、通常、毎月の口座引落しにより行います。

口座の残高が不足するなどにより引落しができなかった場合、**延滞3か月までの間**、毎月、

- 文書による返還の督促と返還期限猶予制度等の案内
- 電話による「引落しができなかった」旨や「返還困難な事情がある場合には相談いただきたい」旨等の案内

を行っています。

なお、引落しができなかつた方の多くが、3か月以内に延滞を解消しています。

延滞4か月から9か月まで

多くの方が、入金やセーフティネットの活用により、3か月以内に延滞を解消します。

しかし、延滞期間がある程度長期化した場合には、個々の返還者の実情に合わせた対応が必要になります。

JASSOでは、延滞4か月から9か月までの間、個々の返還者の実情に合わせたきめ細かな返還の案内ができるよう、**債権回収会社（サービサー）**に回収業務を委託して、

- **個別返還指導（文書、電話、訪問）**
- **返還期限猶予制度の案内 等**

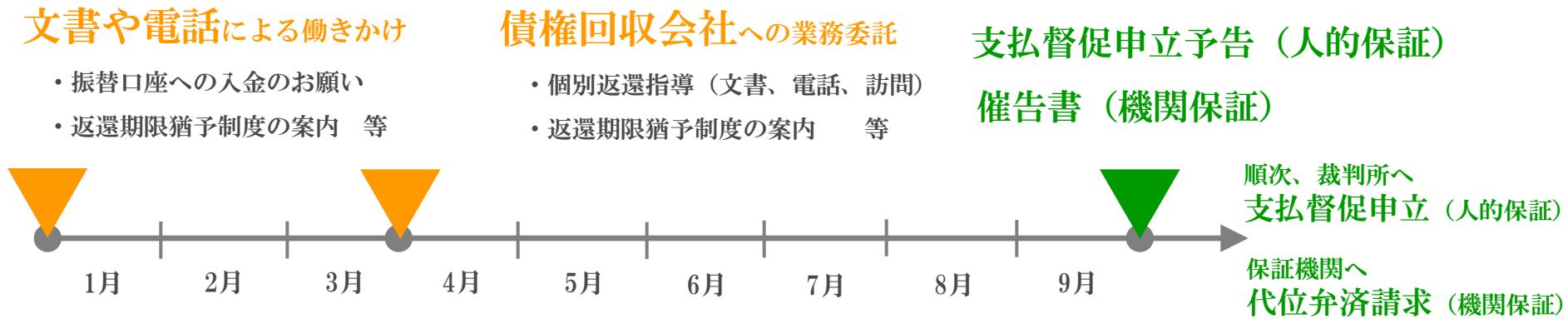
を行っています。

延滞した場合の督促の流れ

返還が滞っている方への働きかけは、その延滞期間に応じて段階を踏みます。様々な働きかけを経ず突然裁判所への手続を行うことや、代位弁済請求を行うことはありません。

返還困難な事情がある場合には、法的手続や代位弁済請求に至る前に、必ずJASSOに相談いただきたいと考えています。

〔督促等の流れのイメージ〕



法的手続

人的保証を選択した方については、文書や電話による働きかけや、債権回収会社による個別返還指導を経ても、連絡が取れず、入金も返還期限猶予の申請もない場合、法的手続を実施します。

ただし、延滞9か月を超えた場合であっても、直ちに裁判所への手続きに入る訳ではありません。必ず、事前に「裁判所へ支払督促申立をする」旨を予告する文書を送付し、それでも延滞解消が見込める入金がない場合や返還期限猶予の手続きがない場合に裁判所への手続きを行うことになります。

返還困難な事情がある場合には、このような状況になる前に、必ずJASSOに相談いただきたいと考えています。

3,727件

令和6年度中に訴訟※へ移行した債権数です。

「訴訟」というと非常に厳しいものに感じられるかもしれません。

しかし、訴訟へ移行しても、多くの場合、分割返還による和解で解決しています。実態としては、延滞した方にとって改めて返還を始めるための再スタートの機会となっています。

※ ここでいう「訴訟」とは、JASSOが裁判所へ支払督促を申し立てた後に、債務者が裁判所へ異議申立をしたことにより通常訴訟へ移行したもの指します。

8. その他

20万件

返還中の方には転居に際してJASSOへの届出の義務があります。

しかしながら、JASSOへの届出を失念されている場合があります。この場合、郵便物が“転居先不明”などの理由でJASSOに返送されます。このような形で返送される件数は、年間で20万件にも上ります（令和6年度実績）。

JASSOからお送りする郵送物は、返還を督促する文書だけではありません。**返還困難な方への返還期限猶予制度等の案内**などもあります。

通知が届かないことによる不利益を防ぐためにも、転居した場合には、必ず、新しい住所を届け出していく必要があります。

- ※ JASSOから郵送した文書が“転居先不明”等で返送された場合、JASSOは、その返還者の方の住所を調査することになりますが、そのための費用は、国の負担となります。
- ※ 住所変更の届出は、インターネット（スカラネット・パーソナルサイト）や電話（コールセンター）でも手続ができます。

個人信用情報機関の利用

JASSOが利用している個人信用情報機関は、クレジットカードを作ったり、携帯電話を分割払い購入したりする際に登録される機関と同じ機関です。

一般的に、金融機関等でローン等の契約をする場合、契約時に個人情報を登録しますが、JASSOの場合は、事前に登録に関する注意喚起や警告を通知したうえで、延滞が3か月以上になった場合に限り登録しています。そして、延滞情報の登録後に延滞を解消した場合には、「延滞を解消し、約束どおり返している」という情報を登録します。

延滞した際の登録は、延滞に対するペナルティではなく、奨学金を延滞している返還者の方が、他の金融機関から重複して過剰に借り入れてしまうような多重債務化を防ぐために実施しているものです。

また、個人信用情報機関に登録されている借用情報を入手し、奨学金採用時の与信判断に利用することはありません。

特に優れた業績による返還免除制度

特に優れた業績による 返還免除

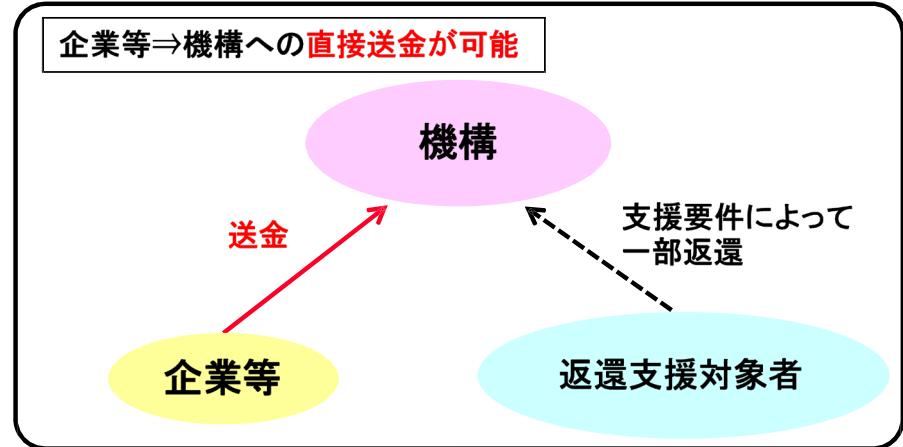
6,809人
88億円

令和6年度に「特に優れた業績による返還免除制度」により、奨学金の返還が免除となった学生数とその金額です。

この制度は、大学院（修士・専門職・博士）で第一種奨学金を利用し、在学中に特に優れた業績を挙げた学生に対して、貸与した奨学金の全額または半額を免除する制度です。

貸与期間終了時に、本人からの申請と校長からの推薦により、特に優れた業績を挙げたとして機構が認定した者に対して返還を免除する制度で、結果的に給付奨学金としての意味合いを持つものです。

利用企業等 **3,266社**
支援対象者 **13,421人**
 ※令和6年度末時点



制度の概要

JASSOの貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた**従業員（奨学金返還者）**に対し、**企業等**が従業員に代わり奨学金を返還（**企業等**が返還残額の一部または全部を機構に直接送金）することにより支援する制度です。

メリット

従業員：奨学金の返還を支援してもらうことによる「経済的負担軽減」（支援額は非課税となり得る）

企業等：企業等の担い手となる「若手人材」へのアプローチ、「人材の定着」による離職率低減、経費の一部として「課税優遇」、企業の「イメージ向上」

令和6年度末時点で代理返還制度を利用している企業等の数は3,266社、令和6年度に支援を受けた人数（支援対象者数）は13,421人です。令和7年度においても利用企業等の数、支援対象者数は伸びています。

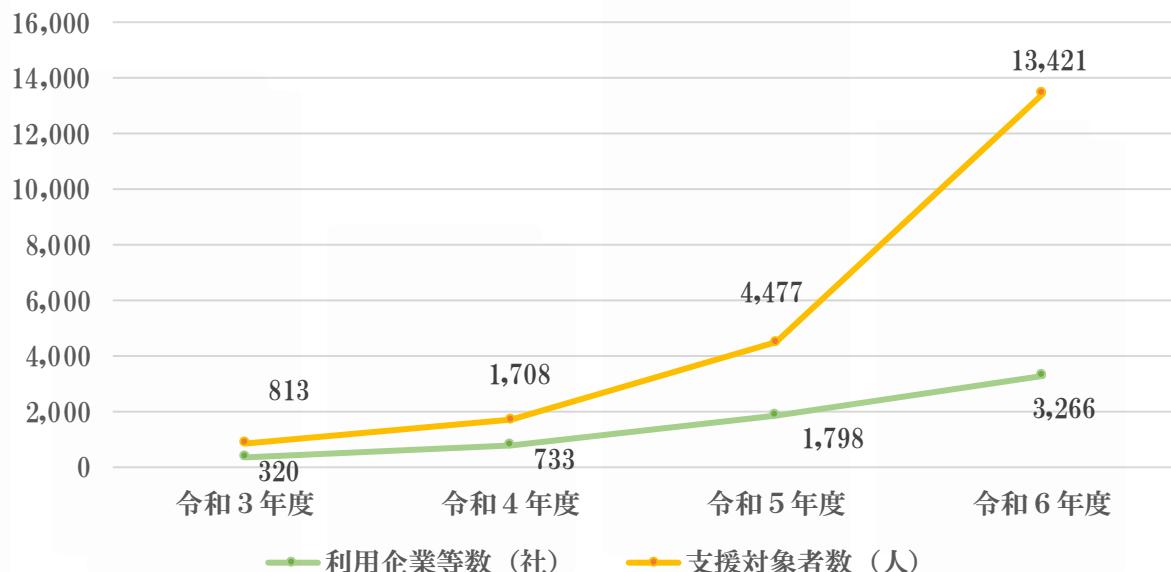
【参考】全国の利用企業等数

	利用企業等数（社）	対前年比
令和3年度	320	-
令和4年度	733	229%
令和5年度	1,798	245%
令和6年度	3,266	182%
令和7年9月末	4,154	-

【参考】全国の支援対象者数

	支援対象者数（人）	対前年比
令和3年度	813	-
令和4年度	1,708	210%
令和5年度	4,477	262%
令和6年度	13,421	300%
令和7年9月末	20,500	-

企業等の奨学金返還支援(代理返還)



終わりに

社会情勢に応じて奨学金制度の見直しが適切に図られていくためには、データを基に現状への理解を深めていただくことが重要だと考えております。

JASSOはこれまで多くの学生を経済的に支援してまいりました。これからも国の奨学金事業の実施機関として、適切な事業運営に努めてまいります。